

## 一般社団法人日本糖尿病教育・看護学会 定款施行細則

### (目的)

第1条 この施行細則は、一般社団法人 日本糖尿病教育・看護学会（以下、本法人という）定款第58条に基づき、本法人の運営に必要な事項を定める。

### (会費)

第2条 定款第5条に定める本法人の正会員の会費は、年額10,000円とする。

2. 本法人の賛助会員の会費は、年額1口50,000円とし、1口以上とする。
3. 本法人の名誉会員の会費は、定款第7条第2項により納付を要しない。

### (学術集会企画委員会)

第3条 定款第45条に定める学術集会企画委員会は、次の事項を審議し、理事会に報告する。

- (1) 学術集会の形式
- (2) 演題の選定および座長の選出
- (3) その他学術集会の運営に関すること
2. 委員長は、学術集会会長とする。
3. 学術集会会長の任期は、社員総会による承認から担当する学術集会の完了報告書の理事会による受理までとする。
4. 学術集会企画委員会は、次の委員をもって組織し、委員長以外の委員は委員長により指名され理事会によって承認される。
  - (1) 学術集会会長
  - (2) 理事 1名
  - (3) 評議員 2名
  - (4) 学術集会会長が必要と認めた正会員
5. 本条第2項第2号から第4号の委員の任期は任命時より担当する学術集会の完了報告書の理事会による受理までとする。

### (編集委員会)

第4条 定款第46条に定める編集委員会は、会誌の編集および発行を行う。

2. 委員長は、理事会により任命された編集担当理事あるいは正会員とする。
3. 編集委員会は、次の委員をもって組織し、委員長以外の委員は委員長により指名され理事会によって承認される。
  - (1) 理事 2名
  - (2) 評議員 2名
  - (3) 正会員 若干名
4. 本条第3項に規定する委員のほか、編集委員会は専任査読委員を正会員から選任し委嘱することができる。

5. 本条第3項から第4項に規定する委員および専任査読委員の各任期は2年とし、再任をさまたげない。

(表彰委員会)

第5条 定款第47条に定める表彰委員会は、別に定める表彰規定に基づいて会員の表彰を行なう。

2. 委員長は、理事会により任命された表彰担当理事とする。
3. 表彰委員会は、次の委員をもって組織し、委員長以外の委員は委員長により指名され理事会によって承認される。
  - (1) 理事 1名
  - (2) 評議員 2名
  - (3) 正会員 若干名
4. 本条前3項に規定する委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

(その他の委員会)

第6条 定款第48条に基づき、以下の委員会を設置する。

- (1) 研究推進委員会
- (2) 研修推進委員会
- (3) 看護研修会認定委員会
- (4) ネットワーク委員会
- (5) 広報委員会
- (6) 政策委員会
- (7) 特別委員会
2. 前項に規定する委員会の委員長は、理事会で選出された担当理事、又は担当理事が指名した正会員とし、理事会が任命する。
3. 各委員会は、委員長および委員長により指名され理事会によって承認された委員をもって組織する。
4. 本条第3項に規定する委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

(総務会)

第7条 本法人の入会希望者についての要件充足調査ならびに本法人の運営を円滑に行なうために総務会を置く。

2. 総務会は、次の理事をもって組織する。
  - (1) 理事長
  - (2) 副理事長
  - (3) 庶務担当理事
  - (4) 会計担当理事

第8条 本法人の事務局を下記に置く。

〒170-0004

東京都豊島区北大塚 3-21-10 アーバン大塚 3F

(株) ガリレオ 学会業務情報化センター 内

TEL 03-5907-3750 FAX 03-5907-6364

第9条 本定款施行細則を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

付則

この施行細則は、平成22年12月1日から施行する。

この施行細則は、平成23年7月31日に改正し、同日から施行する。